

# 第1編 総論

# 1 総合計画の策定にあたって

## (1) 基本計画策定の視点

本市では、2017年3月に「第2次稲敷市総合計画」を策定し、将来像である「みんなが住みたい素敵なまち」の実現に向けて、市政運営を行ってきました。

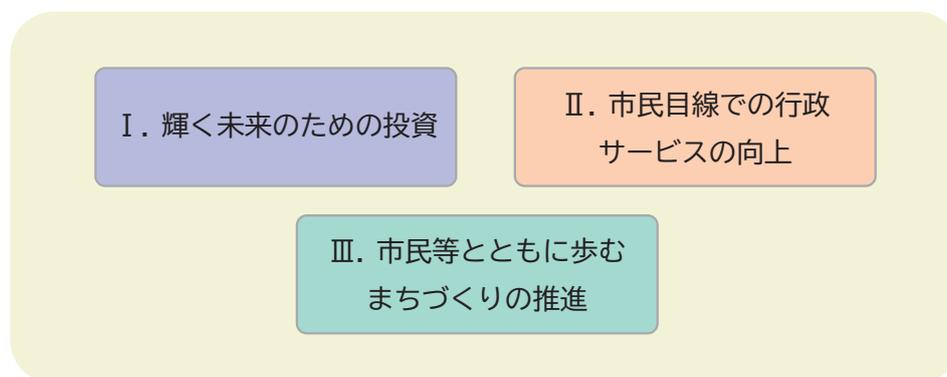
この間、少子高齢化と人口減少は予想を上回る速さで進展しており、また、今後厳しい財政状況の見通しが続くなど、様々な課題に直面している中で、これまで通り、数や量を追求する政策を進めていくことは、困難になってきております。

このような中、今後のまちづくりを進めていくにあたって大切にすべき視点として、世代や働き方は違っても、市民がそれぞれの暮らしや仕事の中で、「幸福、豊かさ、満足、安心、安全」を実感できる質の向上を求めるまちづくりが一層必要であると考えます。

これらのことを背景として、将来像の実現に向けたすべての施策の方針や内容を見直した基本計画の改定を実施します。

今回の改定においては、市民と行政が「稲しき未来ビジョン」に示す3つの基本方針を共有し、本市に暮らす市民一人ひとりが幸福な暮らしを営み、ずっと住み続けたいと思えるまちであり続けられるよう、本市のまちづくりの指針となる2020年度(令和2年度)を開始年度とする中期基本計画を策定します。

### <「稲しき未来ビジョン」に示す3つの基本方針>



## (2) 計画の位置づけと役割

### 第2次稲敷市総合計画基本計画

平成27年(2015年)3月27日施行の「稲敷市総合計画策定条例」に基づき、市長任期の見直しに合わせて改定するものです。

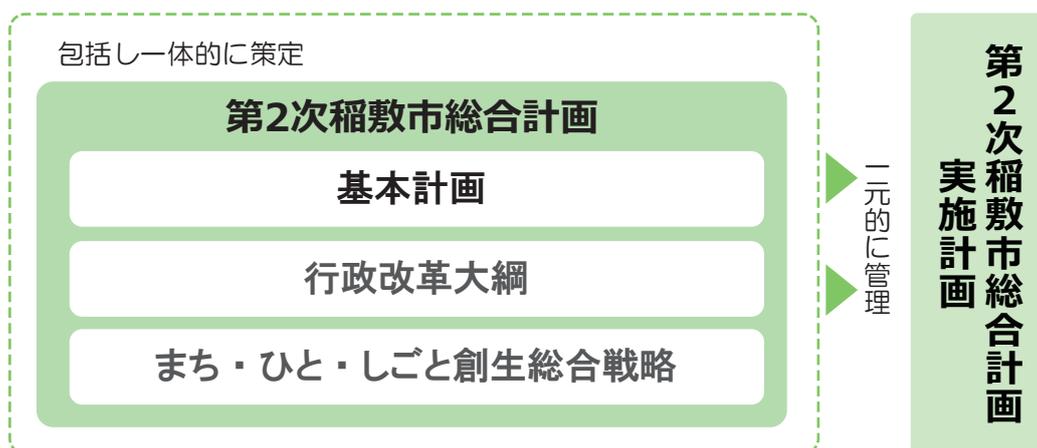
### 第4次稲敷市行政改革大綱

平成27年度から令和元年度までを計画期間とする第3次行政改革大綱を策定し、窓口サービスの向上、市役所職員の削減や意識改革、公共施設の統廃合等に取り組んできました。持続可能な自治体経営を目指し、行政改革を進めるものです。

## 稲敷市まち・ひと・しごと創生総合戦略

まち・ひと・しごと創生法に基づき、平成27年度に「稲敷市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。「雇用」「移住定住」「子育て」「シティプロモーション」の4つの基本目標を定め、本市の実情に応じた人口減少対策として戦略的な施策を展開するものです。

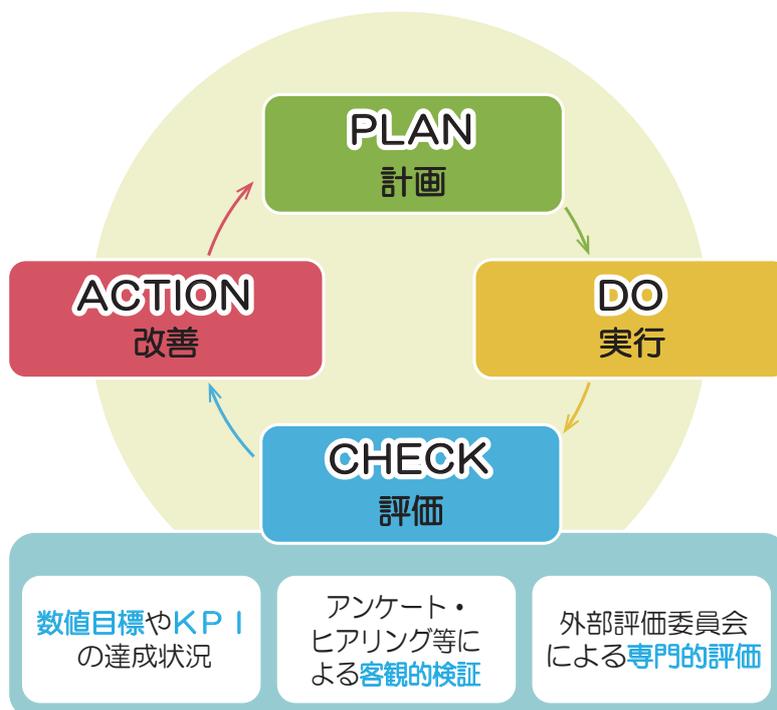
基本計画の策定にあたっては、稲敷市全体の包括的なまちづくりを進めるため、基本計画と関連する「第4次稲敷市行政改革大綱」「第2次稲敷市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を一体的に策定し、市政運営の総合的な指針として本市の最上位計画に位置づけるものです。



### ▶一体的に策定するメリット

1. 改定時期が重なった行政改革大綱と総合戦略を包括し、一体的に総合計画を策定することで未来に向けたビジョンを共有できる。
2. 策定した計画の推進にあたっては、柔軟性の高い組織機構を構築することで、事務の効率化が図れる。
3. 実施計画を一元的に管理することで、PDCAサイクルに基づいた総合的なマネジメントシステムが構築できる。

### <稲敷市総合計画のPDCAサイクルに基づく進行管理>



### (3) これまでの総合計画の課題に対応した新しい計画の策定

これまでの総合計画は、つくらなければならない計画でしたが、地方自治法の一部改正を受けて、全国の市町村で、そのあり方を含め総合計画の“かたち”を見直す動きが広がっています。

本市においても、稲敷市第2次総合計画を継承し、時代に対応した実効性の高い総合計画を策定するため、計画のあり方についての課題を整理します。

#### 課題 1 まちづくりの目標などの共有化

これまでの総合計画は、市町村の最上位計画として策定されながらも、市政運営のすべての分野を、考え方から事業等まで網羅した非常に範囲の広い計画であることや、行政特有の言い回しなどもあり、わかりにくいという指摘が少なくありませんでした。さらに、行政内部においても、企画・政策セクションが担当してつくる計画であり、普段から市の政策（目標）や施策（目標を実現化する手法）などを意識して業務に取り組んでいる職員は多くはないと言われています。

そのため、総合計画の策定過程における市民参画や職員参画に積極的に取り組むとともに、計画内容の表現や情報量等に配慮し、シンプルでわかりやすい総合計画とし、みんなで共有される総合計画となるよう配慮することが求められます。

#### 課題 2 社会情勢・地域経済変化への対応

これまでの総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画の3層構造であり、それぞれが関連した一定以上のウエイト（重要度）を持った階層的な計画としてかたちづけられています。しかしながら、昨今の社会情勢や地域経済の急速な変化に伴い、喫緊の課題に対してスピード感を持った対応が求められています。

また、基本構想・基本計画・実施計画それぞれの期間についても、基本構想の10年間及び基本計画の5年間で4年に1度の市長選挙の時期と合わず、市長のマニフェストが計画に十分反映されない状況になっています。

そのため、基本構想・基本計画・実施計画それぞれの役割や位置づけとともに、その計画期間についても併せて見直すなど、情勢変化に対応できる総合計画とすることが求められます。

#### 課題 3 予算編成や行政評価等の運営システムの改善・見直し

これまでの社会経済の右肩上がりの時代は終焉し、長い低迷期に突入していますが、今後のまちづくりにおいても、このような状況の中、限られたお金（予算）を優先順位の高い事業に投資すること（選択と集中）や、新たな事業を実施する場合は、既存の事業の縮小・廃止（スクラップ&ビルド）を行っていかなければ、市政運営ができない時代を迎えつつあります。

したがって、今後の行財政運営においては、計画して実行するだけでなく、PDCAサイクル（計画[Plan]→実行[Do]→評価[Check]→改善[Action]）を構築するため、実施計画を土台（プラットフォーム）とした予算の計上や事務事業の見直しを推進する総合的な運営システムを構築していくことが求められます。

## (4) 策定方針について

下記の策定方針に基づき、本市を取り巻く環境の変化やこれまでの総合計画の課題などを踏まえ、基本計画の改定を行います。

### 方針 1 市の最上位計画と明確に位置づけた本市の総合的かつ長期的な計画

- 1)市の総合的な行政運営を図る最上位計画として位置づけます。
- 2)計画範囲は、市政運営・まちづくり全般を網羅する計画とします。
- 3)「第2次稲敷市総合計画」基本構想において示された方向性に基づき、現在、基本計画（政策別計画）によるまちづくりを進めているため、基本構想については原則として継続するものとします。

### 方針 2 新たに盛り込むべき施策の追加、現状に応じた見直し

- 1)より実効性の高い計画を目指し、新たに盛り込むべき施策の追加や現状との著しい乖離が認められる施策の見直しを行うものとします。
- 2)基礎的調査による現状の整理、各課ヒアリングによる調査等を通して必要な整理・見直しを実行します。
- 3)今後4年間に優先的かつ重点的に取り組む「重点プロジェクト」を設定します。

### 方針 3 策定された計画を効果的に推進していくための仕組みの強化

- 1)第2次稲敷市総合計画策定から構築した事務事業評価と連動しながら、事業の進捗状況を把握し、実効性の高い計画策定を進めます。
- 2)策定過程において、関係各課や職員が連携する取組を積極的に導入します。
- 3)「重点プロジェクト」に積極的に取り組めるよう、計画と予算の連動性を強化します。

### 方針 4 市民・地域・行政みんなで共有できるわかりやすい未来に向けたビジョン

- 1)計画期間と市長任期の時期を合わせ、市長のマニフェストとの連動性を確保します。
- 2)政策的なマニフェストの実現性を高めるとともに、社会の変化や環境の変化へ柔軟に対応し、市民ニーズを反映したきめ細かな計画を実現させます。

## (5) 計画の構成と期間について

策定方針を踏まえ、計画の構成を基本構想・基本計画（重点プロジェクト・政策別計画）・実施計画の3層で構成します。

### 1) 基本構想

基本構想は、目指すべき市の将来像を定め、その実現に向けたまちづくりの理念と施策の大綱を明らかにするもので、長期的な視点で市の向かうべきビジョンを明確に示したものです。その期間は、基本計画等の期間に合わせ、2017年度（平成29年度）から2029年度（令和11年度）までの13年とします。

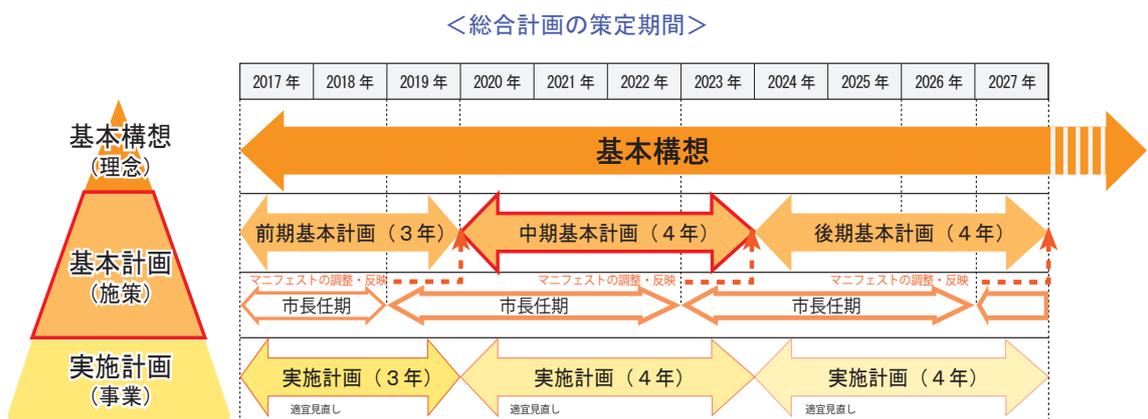
### 2) 基本計画

基本構想で示された方向性に基づき、取り組む施策を示したものです。その期間は、市長任期と合わせることで、マニフェストとの連動性や実効性を高めるものとします。そのため、重点プロジェクトの実効性をこれまで以上に向上させることが可能となります。

今回策定する中期基本計画は、市長任期に合わせ2020年度（令和2年度）から2023年度（令和5年度）を計画期間とします。

### 3) 実施計画

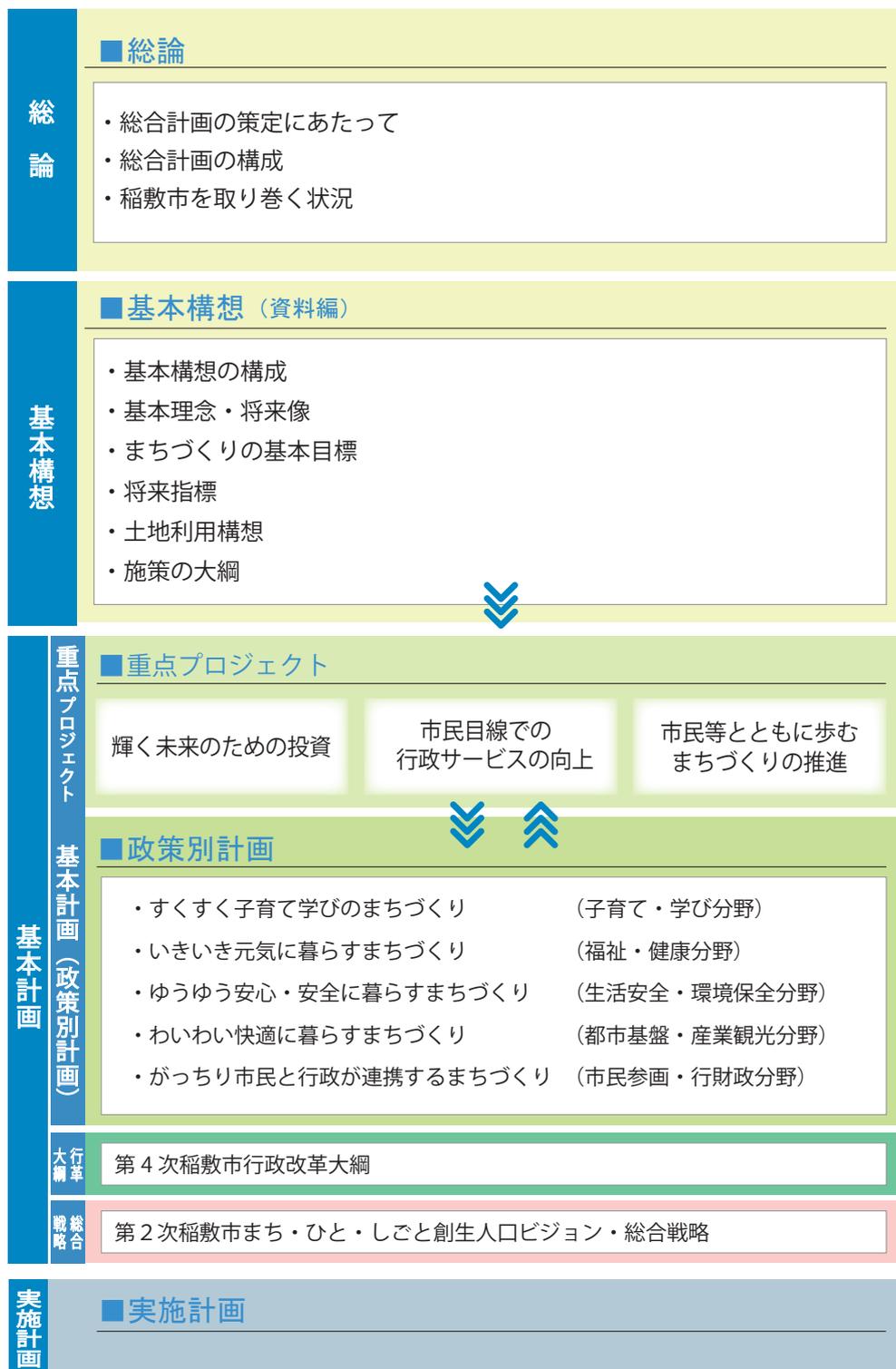
実施計画は、基本計画に位置づけた施策を、具体化するための事業計画書となります。これは4年間の中で施策を実現するために、毎年、適宜見直しを行いながら、予算や目標を立て、具体的にどんな計画で事業を展開するかを定めた計画となります。



## 2

## 総合計画の構成

## 第2次稲敷市総合計画 全体構成



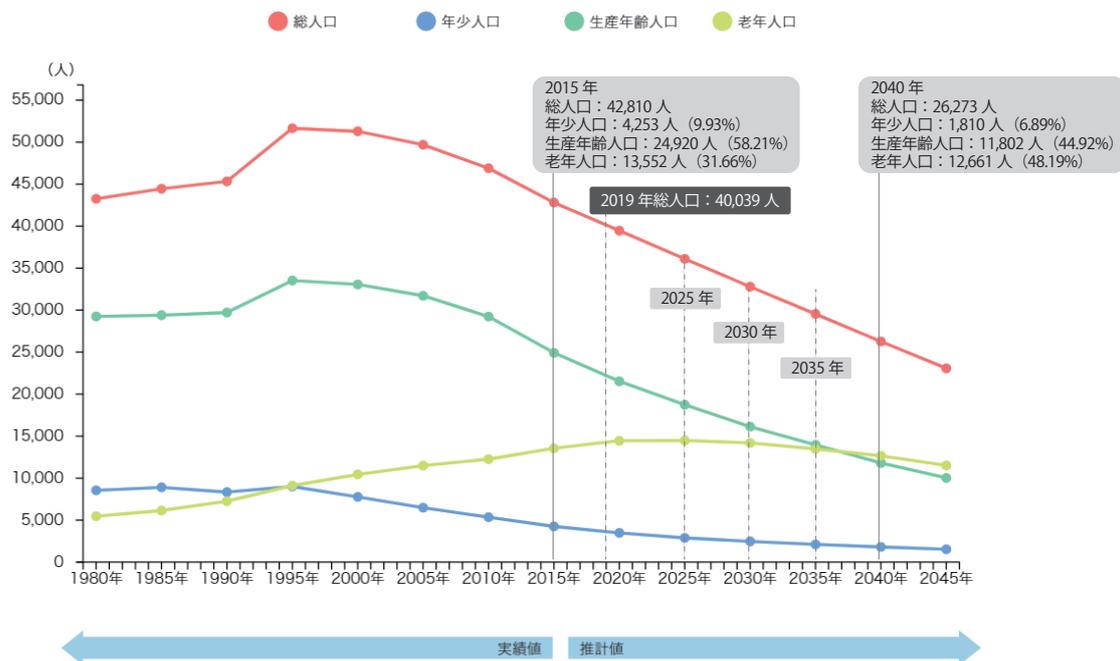
## 3

## 稲敷市を取り巻く状況

## (1) 人口減少時代への対応

- ◇我が国の人口は2065年には約8,800万人になるものと推計されています。老年人口割合は約38%、生産年齢人口は約51%、年少人口は約10%になるものと推計され、少子高齢化の進行が顕著になることが予想されます。
- ◇我が国の将来推計人口は、近年の推計では人口減少の速度や高齢化の進行度合いはやや緩和しているものの、人口減少・少子高齢化については依然として深刻な状況となっています。（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計平成29年推計」より）
- ◇このような状況を受け、政府は人口減少・少子高齢化については、依然として深刻な状況であり、取り組みの強化が求められるとし「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」を示しています。
- ◇本市においても、同様に人口減少が進行するものと予想され、2025年頃までは年少人口、生産年齢人口の減少と、老年人口の増加が続くと予想されます。2030年頃まで老年人口は横ばいが続くものの、2035年頃からすべての年齢区分において人口減少が加速していくことが予想されます。
- ◇本市独自の人口減少対策への取り組みを計画した総合戦略「いなしきに住みたくなっちゃう♥プラン」の検証を進め、課題に対応した新たな実行プランの策定を行うなど、人口減少問題への取組を全庁的に進めています。

＜稲敷市の人口の推移＞

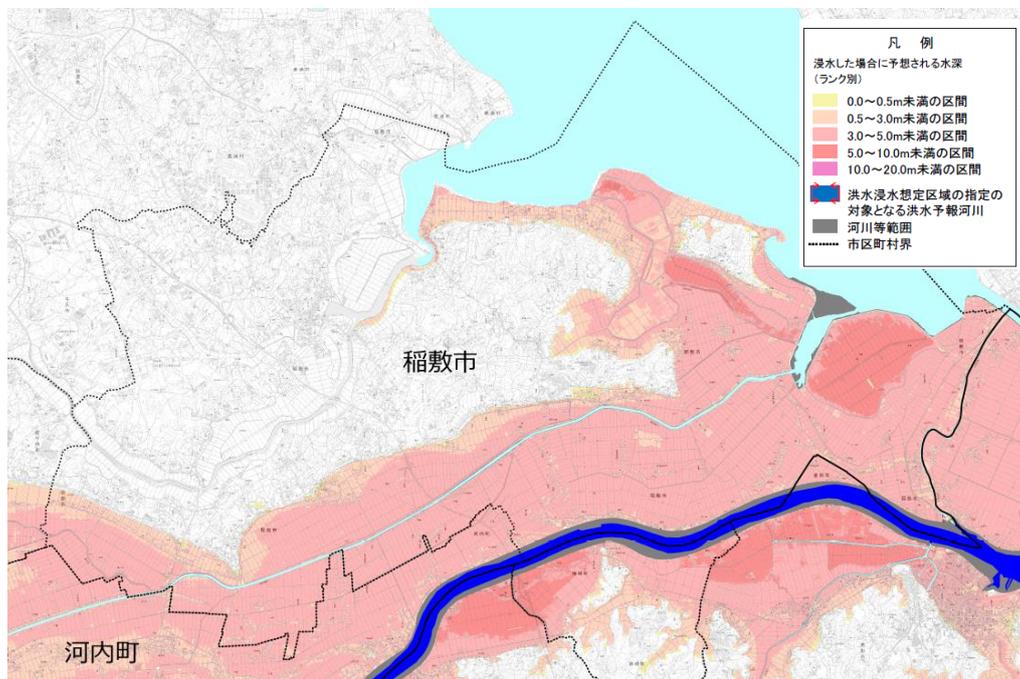


出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(RESASより)

## (2) 安心・安全な国土づくり

- ◇我が国は国土、風土の条件から、台風、大雨、大雪、洪水、土砂災害、地震、津波、火山噴火などの自然災害が発生しやすく、数多くの災害に見舞われてきた歴史があり、これらの災害への対策は最重要事項となっています。
- ◇記録的な規模の台風など気候変動による災害の激甚化が懸念されるとともに、首都直下地震、南海トラフ巨大地震の切迫(30年以内の発生確率70%)などが懸念されています。
- ◇近年では西日本豪雨や北海道胆振東部地震、令和元年の台風15号、19号及び21号に伴う大雨による浸水被害などが起こっており、自然災害への対策が求められています。
- ◇中央道トンネル崩落事故の教訓から、高度成長期に集中整備した施設やインフラの老朽化等への対策も見据えながら、災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。
- ◇国では、あらゆるリスクを見据えつつ、どんなことが起ころうとも最悪の事態を避けられるような「強靱」な行政機能、地域社会、地域経済をつくり上げていく取組として「国土強靱化基本計画」を策定しています。
- ◇本市は、南関東地域直下型地震の想定エリア内の地域であり、河川や湖などの水に囲まれる地形から、自然災害への警戒が必要な地域が多くなっています。本市においても「国土強靱化地域計画」を策定し、災害に強い総合的なまちづくりを進めます。
- ◇災害時の被害をできる限り少なく抑えるため、日常的な災害に対する備え、近所や地域の方々と助け合う体制を整えていくことが必要です。

<利根川浸水想定区域図：想定最大規模>



出典：稲敷市地域防災計画(風水害等対策計画編)平成30年6月

### (3) 環境問題・エネルギー問題への対応

- ◇地球規模での環境問題は、国際的な取組の強化にもかかわらず、地球温暖化、自然破壊、生物多様性の危機など、依然として深刻な状態が続いています。
- ◇1997年「国連気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)」で採択された京都議定書では、日本は1990年比で6%の温室効果ガス削減に合意していますが、東日本大震災により原子力発電所の多くが稼働を停止し、CO<sub>2</sub>排出量の多い火力発電所に頼らざるを得ない時期があり、目標達成が危ぶまれる中、様々な取組が進められています。
- ◇また、2015年12月には「パリ協定」が採択され、全世界で地球温暖化対策に取り組むことが確認されています。日本においても「2030年度までにCO<sub>2</sub>排出量を2013年度比26%減」などの目標を掲げており、太陽光発電をはじめ新たなエネルギーについても活用が進められています。
- ◇本市においても、引き続き廃棄物対策やリサイクルの取組を進めるとともに自然エネルギーなど新エネルギーの活用を推進し、かけがえのない自然環境・地域資源を次世代に継承することが求められています。

### (4) 持続可能な社会の実現に向けた取組

- ◇国連では、2015年9月に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、世界が取り組むべき持続可能な開発目標「SDGs※(Sustainable Development Goals)」を掲げました。この中では、エネルギー問題や気候変動対策などとともに、貧困やジェンダーの問題、製造・消費の責任、海・陸の豊かさを守るなど、複数の課題の統合的な解決を目指すことが求められています。
- ◇本計画は、SDGs達成に向けた取組を推進することに寄与するものと考えられることから「第2編 基本計画」において、それぞれの政策とSDGs(17の目標)の関連性を下記のアイコンで示しています。

<SDGs：持続可能な世界を実現するための17のゴール(目標)>

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



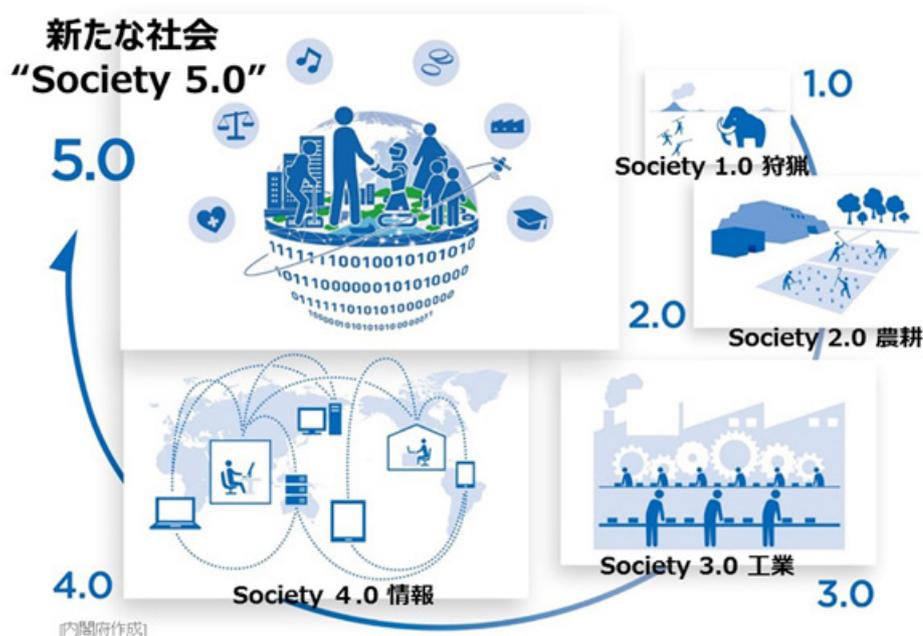
出典：外務省ホームページ JAPAN SDGs Action Platform

※SDGsとは、「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標。

## (5) 情報通信技術（ICT）や人工知能（AI）による社会構造の変化

- ◇我が国においては情報化社会（Society4.0）に続く新たな社会としてSociety5.0<sup>※</sup>を目指した取組が進められています。
- ◇ICT<sup>※</sup>の想像を超える進展やデータ流通量の飛躍的な増大によるイノベーションが期待されています。
- ◇人とモノがつながることにより新たな価値を生み出すIoT<sup>※</sup>、必要な情報を必要なときに提供することができるAI<sup>※</sup>、ロボットや自動走行車などの先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立することが求められています。
- ◇本市においても、新たなまちづくりや超高齢化への対応など、IoTやAIなどの新たな技術を戦略的に活用した新たなモノづくり、コトづくりが期待されています。
- ◇また、少子高齢化により人的な資源の減少が懸念される中、事務の効率化、簡素化を図り、行政サービスの質の維持を継続していくためにも、AIやRPA<sup>※</sup>（ロボティック・プロセス・オートメーション）などの新たな技術の導入の検討が必要となっています。

< Society5.0とは >



出典：内閣府ホームページ Society5.0

※ Society5.0とは、インターネットを介した空間と現実の空間を融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会の概念。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すものとして提唱されている。

※ ICT（Information and Communication Technology）とは、PCだけでなくスマートフォンやスマートスピーカーなど、様々な情報通信技術を使ったコミュニケーションの総称。

※ IoT（Internet of Things）とは、「身の周りのあらゆるモノがインターネットにつながる」しくみ。モノが相互に通信し、遠隔からも認識や計測、制御などが可能になる。

※ AI（Artificial Intelligence：人工知能）の定義は専門家の間でも定まっていないが、画像や音声を自動で認識する機能に特化したシステムを意味する場合がある。

※ RPA（Robotic Process Automation / ロボティック・プロセス・オートメーション）とは、主に定型作業をAI（人工知能）などの技術を備えたソフトウェアのロボットが代行し自動化する概念。

## (6) グローバル化・観光立国の推進

---

- ◇我が国では、力強い経済を取り戻すための重要な成長分野として観光を位置づけ、平成18年(2006年)には観光立国推進基本法が成立しました。グローバル化の進展により国家間、都市間の競争がこれまで以上に激しくなる中、急速に成長するアジアをはじめとする世界の観光需要を取り込むことにより、地域活性化、雇用機会の増大などの効果が期待されています。
- ◇これまで、戦略的なビザ緩和、免税制度の拡充、出入国管理体制の充実、航空ネットワーク拡大などにより、訪日外国人旅行者数は平成27年(2015年)に約2000万人になり訪日外国人旅行消費額は約3.5兆円に伸びています。
- ◇2020年のオリンピック・パラリンピックの開催に向けて、訪日外国人旅行者数は4000万人、訪日外国人旅行消費額は8兆円を目指し、政府による国をあげての取組が進められています。
- ◇本市においても、成田空港の機能強化に伴う産業の活性化や、霞ヶ浦や地域の自然・食などを生かした観光への取組が求められています。

## (7) 地方創生・地域再生への取組

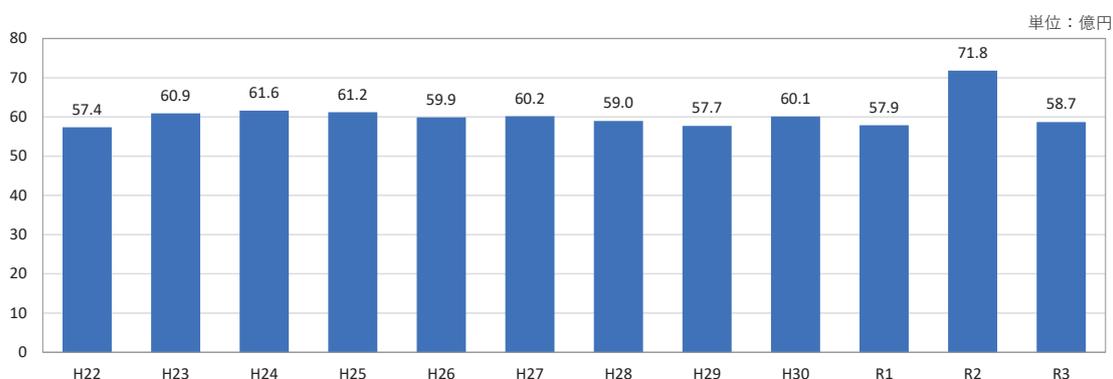
---

- ◇人口減少時代の到来により、人口減少の加速化が進むとともに、東京圏に人口が一極集中し、地域格差や地方から都市部への人口流出が予想されます。
- ◇人口減少は我が国全体の経済にも影響を与えます。特に地方では、経済社会の維持が困難になることが予測されています。
- ◇本市においては、圏央道(首都圏中央連絡自動車道)の開通による新たな企業立地の可能性が高まっており、雇用の増大に伴う人口増を受け入れる環境づくりが必要と考えられます。
- ◇また、若い世代の就労、結婚、子育ての希望の実現を目指した取組を進めるとともに、豊かな自然資源、地域資源を活用した取組を進めていく必要があります。

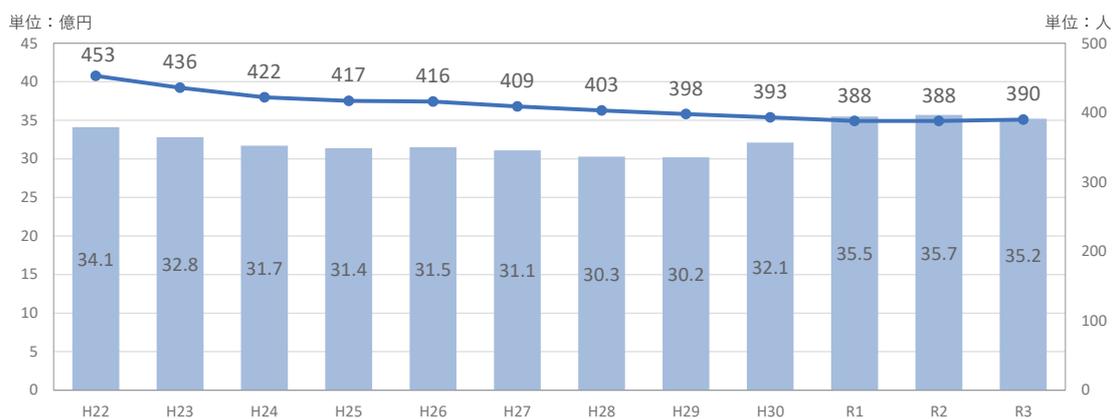
## (8) 自立が求められる地方行政への取組

- ◇平成12年（2000年）に地方分権一括法が施行され、国と地方の役割分担の明確化や機関委任事務の廃止などを通して地方分権が進められてきました。
- ◇平成26年（2014年）からは、従来の国主導による委員会勧告方式から、地域の事情や課題に精通した地方の「発意」と「多様性」を重視し、個々の地方公共団体等から全国的な制度改正の提案を広く募る「提案募集方式」が導入されています。
- ◇本市においては、平成17年に4町村が合併し、自主・自立の自治体を目指して行政改革大綱を策定し、事務事業の見直しや組織機構の改革、職員数及び人件費の削減、財政の健全化などを着実に進めてきました。

<普通交付税の推移>

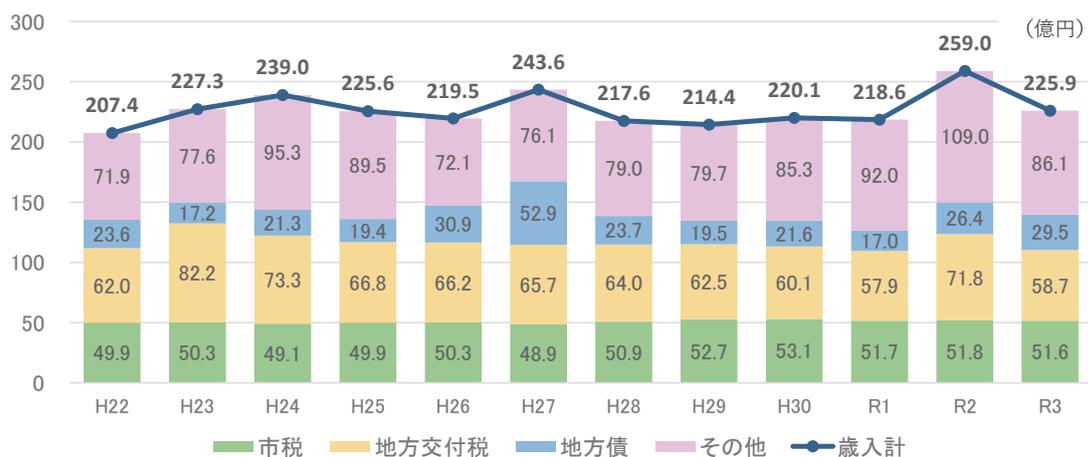


<職員数と人件費総額の推移>

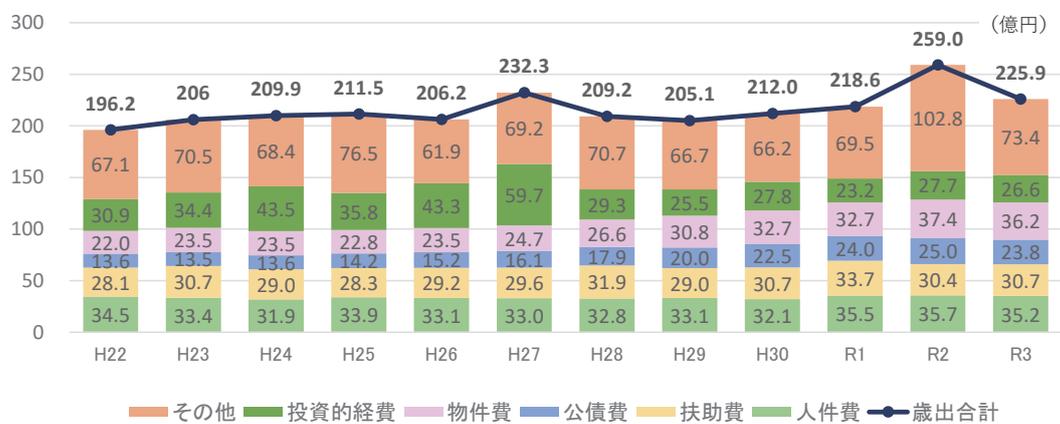


資料：稲敷市

<歳入の見通し>



<歳出の見通し>



資料：稲敷市